

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	所在地	建設業許可番号
新明和工業株式会社	兵庫県宝塚市新明和町 1 - 1	1-004305

注) 建設業許可番号「1ー」は国土交通大臣許可,「2ー」は茨城県知事許可,「3ー」は他県知事許可を表す。業者番号「5ー」は県外建設コンサルタントの有資格業者番号を表す。

2 指名停止措置期間

令和 7 年 9 月 2 日 ～ 令和 7 年 1 2 月 1 日 (3 箇月間)

3 指名停止措置の適用範囲

ひたちなか市が発注する工事等

4 事実概要

新明和工業株式会社は、機械式駐車装置の設置工事に関し、独占禁止法第 3 条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和 7 年 3 月 2 4 日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

5 指名停止理由

「ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱」第 2 条別表第 2 に掲げる(独占禁止法違反行為)第 5 項に該当するため。

なお、同社は、課徴金減免制度の適用を受けていることから、同要綱第 4 条第 3 項を適用して、指名停止期間を 2 分の 1 としている。

〈ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱〉

措 置 要 件	期 間
第2条別表第2 (独占禁止法違反行為) 5 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、 契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 6 月以上 12 月以内

問 い 合 わ せ 先

ひたちなか市総務部契約検査課
ひたちなか市東石川2丁目10番1号
電話 029-273-0111